

新小岩公園防災高台整備事業の共同事業者の公募要項

葛飾区

国土交通省総合政策局

本公募は、新小岩公園（葛飾区内）において、自らの事業から生じる建設発生土を活用し、自ら盛土施工する意志のある共同事業者^(※1)を募集するものである。盛土可能で、十分な建設発生土が生じる事業の事業者を公募の対象とする。

I. 事業の目的

江東デルタに広がるゼロメートル地帯には大規模な水害時に緊急的な避難地となる高台がなく、その整備が以前から強く望まれている。一方、今後、様々な事業から建設発生土が大量に生じることが見込まれており、この建設発生土の有効活用も重要な課題となっている。ダム等の大規模公共事業においては、事業者側が土地を借地し、発生土を活用して盛土を行い、原形復旧後に土地所有者に返還しているところである。

本事業についても同様の方法により、新小岩公園について、建設発生土を生じる共同事業者が事業者等と協議し、自ら建設発生土を活用した盛土施工等を行い、住民の緊急的な避難場所や災害時の活動拠点等となる高台整備を行うものである。

II. 事業の仕組み

本公示における用語に関する定義は以下の通り。

事業者：新小岩公園の管理者である葛飾区

技術的助言者：国土交通省総合政策局公共事業企画調整課事業総括調整官

共同事業者：事業者と基本協定・実施協定を締結した共同事業予定者

共同事業予定者：公募により選定された者

共同事業応募者：本事業に応募する者

第Ⅰ期高台化区域：新小岩公園南辺 60m から以北の区域

第Ⅱ期高台化区域：新小岩公園南辺から 60m の区域

(1) 共同事業予定者の選定

技術的助言者は、事業者と意見交換をしつつ、応募のあった案件について技術的な評価を行い、最も優れた提案を行った共同事業応募者を共同事業予定者として選定し、事業者へ情報提供する。事業者は、提供された情報をもとにして共同事業予定者を決定する。

(2) 基本協定の締結

事業者は、技術的助言者から適切な助言を受けつつ、事業内容等について共同事業予定者と協議を行い、共同事業予定者と基本協定を締結する

(3) 工事計画の策定及び実施協定の締結

基本協定締結後、事業者は、技術的助言者から助言を受けつつ、共同事業者と十分に協議の上、提案内容を踏まえた工事計画を策定し、共同事業者と実施協定を締結する。

(4) 盛土施工等

共同事業者は、事業者と協議の上、自らの費用負担により、盛土施工等を実施する。

(5) 順応的盛土施工

本事業区域は、JR 総武線に隣接している軟弱地盤に盛土を行うことから、十分な離隔があり、JR と施工協議を要しない第Ⅰ期高台化区域から共同事業者は先行的に盛土を開始する。共同事業者は、自らの責において盛土施工しながら調査・計測を行い、地盤の性状、特性を把握した後、それを踏まえ第Ⅱ期高台化区域の形状・施工方法等を事業者と協議し定め、詳細設計を行い、盛土の実施について事業者と協議する。

なお、巻末の「別紙」に示す内容を参照すること。

(6) 公園等の復旧・返還

共同事業者は、盛土施工終了後公園を葛飾区に一括して返還する。なお、事業者との協議の上、原形復旧等についてはそれに要する費用を金銭で補償することを条件に返還することもできる。その際は「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」（昭和42年2月閣議決定）により、減耗分を控除した現在価値で補償費算定する。

(7) 関係機関との協議資料の作成補助等

共同事業者は、事業者と協議の上、工事計画をもとに関係機関との協議に必要となる資料を作成し、必要に応じて事業者と共に協議する。

Ⅲ. 事業スケジュール

事業スケジュールは、事業者及び共同事業者間で締結する基本協定において定める。工事着手については、公園内については平成29年4月以降より可能であり、工事着手後、第Ⅰ期高台化区域及び第Ⅱ期高台化区域を含めて概ね7～10年程度の工期を見込んでいる。なお、代替施設整備については河川管理者の施行許可後の平成28年度内に施工が可能となる。

Ⅳ. 事業の流れ

事業全体の流れは、大きく6段階「①公募」、「②共同事業者予定者選定」、「③事業者間調整、設計検討等」、「④協定締結（基本、実施）」、「⑤事業」、「⑥管理」で構成される。

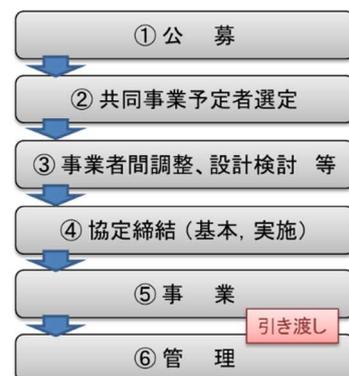
事業者による構想・計画・概略検討等を経て、公募からスタートする。

①「公募」は、事業者が実施する事業の内容や概ねの条件を表明し、共同事業者予定者を募集する手続きである。公募期間に共同事業者としての意志を表明した応募者からの提案内容を審査し、最適なパートナーとなる共同事業者予定者を選定する。

②「共同事業者予定者選定」後は、事業者が示した事業内容と共同事業者予定者が提案した内容を元に、実際に事業として進めるための詳細な設計や綿密な調整を実施する段階である。

③「事業者間調整、設計検討等」の段階では、公募で示された内容や条件と同一ではなかったり、新たな検討が生じることも想定されるが、事業者と共同事業者予定者間で検討の可否を協議・確認するためのプロセスでもある。このプロセスでの合意を経て次の

〈図－事業の全体フロー〉



協定を検討する段階に入る。

④「協定締結」では、③までの協議・確認内容を踏まえて両者による協定内容を整備して締結する段階である。協定は基本的な事項を取り決める基本協定とより詳細な条件や調整内容を取り決める実施協定を想定しているが、その方法は事業者と共同事業者間で協議して決定する。なお、この協定締結により実際の事業として着手する。

なお、実施協定については、第Ⅰ期高台化区域にかかる協定、第Ⅱ期高台化区域にかかる協定を分けて締結する予定である。

⑤「事業」は、事業着手及び工事として着手する段階を指す。事業期間は④の協定で定めておくべき事ではあるが、共同事業者側の事業自体の進捗度合い等により延長・短縮する可能性もあり、事業者と共同事業者による常時の情報共有や調整・確認が重要である。

⑥「管理」は事業完了後、事業者による施設管理の再開を指す。なお、原形復旧を共同事業者にて行わない場合は、事業者が原形復旧を行いその後の管理を行う。

V. 対象地域（新小岩公園）

事業場所は、東京都葛飾区西新小岩1丁目1番3号地内に存する区立新小岩公園のうちのⅠ期及びⅡ期高台化区域を対象とする。対象となる公園の面積は約3.7haである。

VI. 事業の概要

- (1) 事業名 新小岩公園防災高台整備事業
- (2) 事業内容 別冊図書及び別冊仕様書の通り

本事業で必要となる主要な工種は、以下の通りである。

〈主要な工種〉

- ・盛土工
- ・法面整形工・法面工
- ・安全対策工
- ・原形復旧・修景工

なお、原形復旧・修景工は本公募要綱の巻末に示す通りである。なお、事業者と協議の上、原形復旧等を実施せずに返還できるものとする。（「Ⅱ(6) 公園等の復旧・返還」の、なお書きによる）

VII. 事業全般に係る責任分担

本事業に係る責任分担は以下を原則とすることを想定しており、詳細については、協定締結時に定める。

- ① JR、東京都等の関係機関との協議は共同事業者の補助の下、事業者の責において実施する。
- ② 関係機関、住民等への説明は、事業者の責において実施する。
ただし、必要に応じて共同事業者も共に協議を行う。
- ③ 建設工事一式の実施は、共同事業者の責において施工する。
- ④ 事業損失補償については共同事業者の責において実施する。

VIII. 公募する内容

1. 事業形態と選定時の基本的要件

公募概要、共同事業予定者選定のための基本的な応募事項は次の通りとする。

- ① 本事業は、公募による応募内容に基づき、「総合的な評価」を以て技術的助言者の情報提供を受けつつ事業者が共同事業予定者を決定する。
- ② 「総合的な評価」は、施工計画、品質・安全性及び環境に関する項目について総合的に評価する。
- ③ 盛土用材は、環境に影響しない性状を有することを前提とし、応募時には発生場所、発生時期、土質性状の試験結果等、用材としての的確性を証明する資料を添付するものとする。当該事項に関する提出資料の様式は特に定めない。
- ④ 決定された共同事業予定者は、事業者との間で締結する協定をもって共同事業者者に確定した後、事業に着手するものとする。
- ⑤ 決定された共同事業予定者と事業者との間で、協定締結に至らなかった場合は、次の「VIII. 3. 総合的な評価の方法」による次点応募者を共同事業予定者とすることができる。
- ⑥ 公募への応募時及び事業実施のために必要となる費用の全ては応募者、共同事業予定者及び共同事業者が負担することを基本とする。
具体的には、応募にかかる費用については応募者として、協定締結までの間に事業者との調整に必要となる資料及び施工のための詳細設計（そのための測量等を含む）は共同事業予定者として費用負担して実施するものとする。このため、公募への応募を検討するに際しては、事業者が提供する図書類の他、事前に現地を確認しておくことが望ましい。
なお、地域への配慮として希望する事項については事業者が基本的な事前調整や地元説明の任を担い、共同事業者は事業者と十分に協議しながら検討及び施工を実施しなければならない。
- ⑦ 協定締結後、事業の進捗に伴い事業内容に変更が生じる場合には、事業者と共同事業者がその都度協議して取り扱いを決定するものとする。なお、その際には事業者の責に帰さない事柄は共同事業者の責により費用負担するものとする。

2. 総合的な評価に関する公募事項

以下に示す公募事項に応じた施工計画書として**別記様式 2**に記載して提出すること。なお、提案内容を補完説明する資料の別添添付も可能とする。

提出される施工計画書は、施工体制、安全管理及び品質確保等を前提とした施工能力を判断する資料であり、少なくとも以下の事項を網羅した内容であること。

- i) 施工体制（確実性がわかる内容）
- ii) 品質確保（実効性がわかる内容、特に軟弱地盤への対応）
- iii) 安全・環境対策（施工箇所、沿道及び周辺地域を含む）

3. 総合的な評価の方法

応募資料における要件に照らしてランク付けし、これらの結果を勘案して共同事業予定者を選定する。

評価する際のランク付けは以下の通り。

- ①評価のランク付けはA～Eまでの5段階とする。
- ②何れの要件でも、標準的な評価はCとする。
- ③最も高い評価の場合はAとし、逆に最も低い評価の場合にはEとする。

4. 応募の手続等

本公示に応募する意志のある者は、以下に基づき申請するものとする。

- (1) 申請書は、**別記様式1**により作成すること。
- (2) 担当部局

担当部局は次の通り。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省総合政策局公共事業企画調整課
電話 03-5253-8271

〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1
葛飾区役所 都市整備部調整課
電話 03-3695-1111

- (3) 公募資料の交付方法

上記4.(2)の国土交通省担当部局へ公募資料の交付願書(仮称)を提出し、担当部局から所定の様式資料の提供を受けるものとする。なお、予め連絡したうえで担当部局にて直接様式資料を受け取ることも出来る。

- (4) 応募資料の提出期間、提出場所及び方法

応募資料の提出は、郵送の場合は平成28年6月30日までに提出(必着)し、直接担当部局に提出する場合は同日午後5時までに提出すること。なお、模写電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。提出先は上記4.(2)の国土交通省担当部局とし、提出部数は2部とする。

- (5) 説明会の実施

応募期間には説明会を実施する。説明会は平成28年4月7日、13時30分から合同庁舎2号館共用会議室3Bで行う。

説明会への参加意志は、平成28年4月6日12時までに届け出すること。届出の方法は上記(4)と同様とするが、盛土可能な建設発生土が生じる事業名を記載すること。

- (6) 本応募要項の公示内容に関する質問の受付と回答

質問は、書面郵送又は電子メールにて上記4.(2)のうち国土交通省担当部局で平成28年4月28日まで受け付ける。受け付けた質問には、同担当から平成28年5月12日までに書面にて、上記(3)による公募資料の交付対象者全てに回答する。

- (7) 共同事業予定者決定後は、上記4.(2)のうち葛飾区担当部局から郵送又は電子メールにて通知する。

〈参考事項〉

本公募要項の公示から、公募への応募の期限までの問い合わせ等については、そ

の期間の土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日）を除くものとし、時間については公示実施機関（以下、「事業者」と称する。）の事務担当部局担当官等の勤務箇所における勤務時間内とする。

5. その他に関する事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 応募された技術提案資料に基づく評価値は、応募者には通知しない。また、応募資料も応募者に返却しない。
- (3) 応募された技術提案資料の内容を確認する必要が生じた場合は事業者側から問い合わせ又は聞き取り確認等を行う場合がある。
- (4) 本件公示に関連する図書類は上記4.(2)の担当部局で入手又は閲覧することが出来る。なお、応募者が入手できる図書類は以下の〈資料目次〉に示す通り。

〈資料目次〉

特記仕様書

工事数量総括表

図面（平面図、縦断図、横断図）

新小岩公園復旧施設概要

新小岩公園防災高台整備事業における盛土施工の考え方について

1. 基本的考え方

新小岩公園は、軟弱地盤上に位置しており、現在までの事業者による技術的検討において予定している6m程度の盛土により、載荷直後では、周辺地盤を押し出す方向での側方流動が生じ、その後、地盤沈下に伴って逆に引き込まれる方向で側方流動が生じることが予想されている。しかしながら、その定量的な事前の予測までは至っていない。

軟弱地盤上の高盛土の影響については、施工手順によってその影響の発現も大きく異なることが予想されている。

よって、新小岩公園の盛土については、既存構造物から十分な離隔を確保したうえで順次施工し、地盤の影響を把握しながら、必要に応じ対策を講じながら盛土を実施する順応的施工の採用が前提と考えている。

2. 施工区分

① 第Ⅰ期高台化区域の盛土施工

新小岩公園南辺から60m（JR総武線から軟弱地盤層厚の2倍の離隔距離）をとった区域を第Ⅰ期高台化区域として、共同事業者が先行的に盛土を実施する。

共同事業者が盛土施工中に地盤の挙動を把握しながら、施工方法を改良する等順応的に施工を行う。

また、あわせて、第Ⅱ期高台化区域（JRとの事前協議が必要な区域）について、共同事業者が地盤の挙動を踏まえながら、検討を行い、当該区域の詳細設計を共同事業者が事業者と協議をしつつ策定する。その結果を踏まえ、盛土の実施について事業者と共同事業者が協議を行う。

② 第Ⅱ期高台化区域の盛土施工

第Ⅱ期工事の実施にかかる協議の結果共同事業者が盛土を施工することを想定している。

3. 近接構造物

① 南辺

JR総武線と近接

② 東辺

応急給水槽、和楽亭と近接

③ 北辺

蔵前橋通りに近接。近い将来交差点改良が予定されており、公園盛土高と同程度まで盛土される区間が生じる可能性があり、形状については今後調整が必要

④ 西辺

近い将来中川の築堤工事が予定されており、公園盛土高と同程度までの盛土が生じる可能性があり、形状については今後調整が必要

応募申請書

平成 年 月 日

国土交通省総合政策局
公共事業企画調整課事業総括調整官 殿

住 所
事業者名称
代表者氏名 印

平成28年4月1日付けで公示のありました新小岩公園防災高台整備事業の共同事業者の募集に際して、同公募要項に基づいて下記の書類を添えて応募します。

記

- 1 公募要項 VIII. 2. に定める施工計画書

施 工 計 画 書

(事業名：新小岩公園防災高台整備事業)

応募者名：

項 目	公募事項に応じた具体的計画
i) 施工体制	<p>(※)以下、項目毎に網羅すべき事項。 <u>確実性がわかる内容</u></p>
ii) 品質確保	<p><u>実効性がわかる内容</u></p>
iii) 安全・環境対策	<p><u>施工箇所、沿道及び周辺地域を含む</u></p>

※提案内容を補完説明する資料の別添添付も可能。(様式は自由)